

農地改革の後に來るもの

小松幸雄

一 農地改革の成果

凡そわが國が資本制社會に入つてからの農業政策の中、今次の農地改革ほどの偉大な事業であつて、而もその成功率の高いものが、他に發見されるであらうか。總司令部が日本統治報告の中に、常にこの農地改革が成功裡に進められてゐることを特筆大書し、又當の總司令部最高指揮官であつたマック・アーサー元帥が米國歸國後議會報告の中にも、日本の農地改革は世界歴史に比類ないほどの成功を收めたものであると極力稱讚の辭を措まなかつたことは、尙記憶に新なところである。

本農地改革は農業革命の文字でもつて表現されたほどの、謂はば資本制社會の私有財産制の下に行はれた政策としては、破天荒の大事業であつて、而もこれが計畫の百パーセントに近い成功を收めたと言ふことは、寧ろ驚畏に値するものと言へよう。大正以來の幾多の内閣が幾度か企てて、而も容易に進捗しなかつた自作農創設が、僅々三ヶ年の中に、筆數にして約三百五十萬筆、面積にして約百九十萬町歩、全小作農地の八割に相當するものが新に自作農地として創設せられたのである。¹⁾日本歴史上の農地改革として、大化改新の班田法、太閤の檢地、明治維新の土地改革に匹敵するものと言はれるのも敢て誇張ではないであらう。全く今次の農地改革は日本の土

地制度史上の偉大なるモメンメントをうちたてたものと言ふことが出来るのである。今、われわれはここでこの農地法の成立に至る経過や内容の改竄については觸れない。われわれは直ちにこの農地改革の結果による農地所有の變化を見るであらう。

第一表 農地改革前後の農地移動比率

調査期日	自作地	小作地
昭和一六・八・一	五三・八%	四六・二%
一九・八・一	五三・六	四六・四
二一・四・二六	五六・〇	四四・〇
二二・八・一	六〇・五	三九・五
二四・三・一	八〇・九	一三・一
二五・二・一	八九・二	一〇・八

備考 二五年二月一日の數字は世界センサスによる。ポ政令によるその後の繼續が計られるので尙この比率は進むと推定される。

次表は農家形態別の推移であ。

第二表 農家形態別推移率

農家形態	昭和二〇・四・二六		昭和二五・二・一	
	戸數	面積	戸數	面積
自作農	三二・八%	三四・一%	六一・八%	七〇・〇%
自小作農	一九・八	二二・八	二五・八	二三・〇
小自作農	一八・六	二〇・四	六・七	四・二
小作農	二八・八	二二・七	五・〇	二・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

備考 二五・二・一の數字は世界センサス

即ち約六百萬町歩と稱せられる耕地は九〇%のものが自作地化して、純粹に小作人として止るものは、全農家の中僅か五%、耕地にして約一〇%以下といふ激減である。自作農は大正以來、否明治以來の小農維持政策に拘らず僅か三〇—三三%の間を上下して来たものであるが、ここに一舉に全農家中七〇%の高率を占めるに至

つた。この限りに於いて批判の餘地ない全く偉大な成果と言ふことが出来るであらう。

言ふまでもなくこの解放耕地の對象となつたものは、第一、不耕作地主、不在地主の所有地と共に、在村地主であつても六反以上所有の制限（尤もこれはその地方的事情によつて異り、全國平均は一町^{（註）}）によるもの等である。次に一部の國有地が加はり、未耕地、原野も加えられたことは周知の事實である。然らば一體、從來の耕地所有廣狹別面積はどんな分布状態になつてゐたのであらうか。

第三表 所有面積廣狹別面積 (單位千町歩)

	五反未満	五—一〇反	一〇—一五	一五—二〇	二〇—二五	二五—三〇	三〇以上	計
實數	九三三	九九二	一、四三三	八四二	七六五	七四四	二八〇	五、九六九
比率	一五・五	一六・六	二三・八	一四・一	一二・八	一二・五	四・七	一〇〇・〇

備考 農地改革執務參考三五號（年次昭和十年現在）

斷るまでもなくわが國の耕地所有は比較的分散的であり、地主的土地所有制としてよく論議され來つた所であるが、耕地所有其物の廣狹からすれば零細土地所有が比較的多かつたのであつて、米・英等と一の對蹠をなしたものと云へやう。即ち一—三町級の土地所有が最も多く、五町以下のものが全體の七〇%を占めてゐたのである。五〇町歩以上の土地所有者は三千人餘（大正十三年現在—これ以後にかかる調査なし）で解放對象が先づこれ等の大地主を先頭として、小地主に及び更に地主として、社寺・教會・學校・工場・會社農場・銀行地主等は原則として解散されたのである。地主中、不在地主であつて、不耕作不在地主も當然同様の運命を辿つたが、不在地

主の自作地は解放を免れた。又不耕作地主も同一対象とされたのであるが、問題として残つたのは在村耕作地主であつて、地主兼自作の耕地三町以上を越えるものが、全国で二一萬四千餘戸あり、規定以上の耕地はやはり解放の対象となつた譯である。

斯くて兎に角、農家形態としては自作農の異常な増大として健全機構が打ち樹てられたのであるが、これを經營規模別形態から見れば、その積極性は乏しいことが發見されるのである。

第四表 農家規模別構成比率の變動

昭和六年 九年 一三年 一六年 二一年 二二年 二四年 二五年	農家總戸數		土地を耕作せぬ農家		三反未墾		三反		五—一〇		一〇—一五		一五—二〇		二〇—三〇		三〇—五〇		五〇—一〇〇		一〇〇—一〇〇〇			
	昭和六年	九年	一三年	一六年	二一年	二二年	二四年	二五年	昭和六年	九年	一三年	一六年	二一年	二二年	二四年	二五年	昭和六年	九年	一三年	一六年	二一年	二二年	二四年	二五年
	五、六三三、八〇〇	五、六二七、四八六	五、四〇〇、九九八	五、四八八、八二六	五、九七七、二二七	五、九〇九、二二七	六、二四六、九三三	六、一七六、四三三	三、四一五	三、四〇一	三、四〇二	二、九一七	二、九〇七	二、六九九	二、六八八	二、二〇〇	二、一七〇	二、一七〇	二、一七〇	二、一七〇	二、一七〇	二、一七〇	二、一七〇	二、一七〇
	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	〇・一	三三・八	三三・七	三三・九	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七	三三・七
	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇	一七・〇
	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九	二二・九
	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七	五・七
	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四	〇・四

備考 昭和六—一九年の數字は農事調査、廿一年以降は夏期調査、廿五年は世界センサス

これによれば、農家の戸數は可成り増大してゐるのであつて、假りに大東亞戦争前の昭和十六年と、農地改革後の昭和二五年を比較すれば、約六七萬餘戸の増大となつて居る。詰り従來農家戸數は極く僅かばかりではあつたが、減少の傾向を辿つてゐた。然し大東亞戦争の熾烈化と共に、食糧事情の窮迫、食糧供出制度の強行に伴ひ、

農地改革の後に來るもの

所謂飯米農家、職工農家の普及を見るに至り、更に敗戦後、引揚者・失業者の歸農となり、加ふるに今次の農地改革の實施に伴ふ、分家、耕地譲渡の普及をみ、漸次農家戸數の増加を見るに至つた。さらでだに零細規模に苦しんだ日本農業經營態の中に、更に六〇萬戸以上の零細農家が削り込んで來たのである。⁹⁾ 即ち從來の傾向として農家經營規模は一町乃至二町の階層が増大し、二町―三町の規模のものも増加して、三町以上の規模のものが漸減に對し、三反乃至五反の規模の零細經營規模のものも微弱ではあるが減少し、更に五反乃至一町のクラスも漸減の傾向を辿つてゐた。詰り經營規模は兩極が減少して、中規模の一町乃至二町の規模のクラスが自然淘汰的に適正規模として増大し行きつゝあつたと言へよう。所謂「小農標準化」傾向と言はれたものであつた。農家形態としては自作農より寧ろ自小作農の進出であつて、この先端に立つものが例の佐賀型の自小作農の増大であつて、この兩傾向は謂はば農業機構の健全化を示しつゝあつたのである。然し乍ら上述の理由で、從來の傾向をチエツクしたのみならず逆轉させ、更に零細規模農家を異常に増大させた。われわれは統計の不備のため三反未満の農家の數を昭和二一年以前において擱むことが出來ぬが二一年の調査によれば此れの實數が一・二九萬三千餘戸に對し、二四年では一六〇萬五千餘と三一萬二千餘戸の増加となつた。又三―五反のクラスにおいても二一年の九四萬戸餘に對し二四年は百七萬四千戸と一三萬四千餘戸の増大となつた。詰り二一年以降僅か三ヶ年間に五反以下の階層が四四萬六千餘戸の増大を來したのである。従つてこれを昭和一六年或はそれ以前の五反以下の規模のものに較べれば驚く可き増加を見るに至るであらう。⁴⁾ これに對して一町乃至二町の規模のものは、一六年と二四年比較すれば、百分比において二六・七%から二〇・八%への減少で實數においては一六萬八千餘戸の減少であり、五反乃至一町の夫れは僅か乍ら、約四萬戸の増加となつて現れた。詰り從來一町乃至二町の規模の階層が

増大傾向をとつてゐたのに對し、一クラス下位のクラスにその位置を譲つた形となつた。「小農標準化」傾向は「零細農標準化」へと轉落したとも言へやう。

次にわれわれは觀點を變へて、兼業・專業別農家の變動比率を次表によつてみる。

第五表 專業兼業農家比率の變動

昭和十三年 一六年 一八年 二一年 二二年 基本 二五年 抽出	農家		兼業農家	
	總戸數	專業農家	計	第一種 第二種
	一〇〇%	四五・七	五四・三	三〇・四 二三・九
	一〇〇	四一・九	五八・一	三七・一 二一・〇
	一〇〇	三四・九	六五・一	四〇・四 二四・四
	一〇〇	五三・六	四六・四	二九・三 一七・一
	一〇〇	五五・四	四四・六	二八・五 一六・一
	一〇〇	五〇・〇	五〇・〇	二八・〇 二二・〇
	一〇〇	四五・二	五四・八	三一・八 二三・〇

備考 二五年の基本はセンサス式の基本調査、抽出は二十分の一の抽出調査（栗原百壽、戦後における農民層の分化—社會學評論一ノ四による）。

られる。尤も今次の農地解放の結果、經濟條件の好轉による專業農家化と言ふ面も否定することは出來ぬであらう。要するに農地改革として自作農形態の異常な増大といふ偉業は達成されたのであるが、零細自作農を包攝した

ここで先づ目につくことは、終戦後專業農家が増

大したことであらう。詰り兼業農家の減少して專業農家化して行つたことであり、この現象形態だけを見れば、戦時中より一應農業構造の健全化を示すものとも言ひうるかも知れぬ。然しこれは終戦後の特殊事情として、日本産業の一般的生産不振と食糧の缺乏窮迫といふ條件の下に、兼業機會の喪失と、零細の農家と雖も食糧品の價格暴騰によつて、一應專業農家としても存立し得た結果、言はば客觀情勢の變化に伴つて、專業農家に上昇したと言ふのであつて、農家自體の積極的基盤確立の上、換言すれば生産規模の擴大の結果の專業農家化の意義は乏しいと見

まま零細農標準化への矛盾は免れないのである。

註 (1) 所謂農地改革は昭和廿一年より二ヶ年を限定してあつたが、その後も繼續して買収漏れを買上げてゐるので、豫定の二百萬町歩は超えるであらう。これに對し、昭和元年來、十九年迄の自作農創設維持事業の成果は維持面積も合せ二三五千町歩。

- (2) 例へば、青森縣は一・五町、茨城縣一・二町、滋賀縣〇・八町、大阪府〇・六町、耕作在村地主の制限は青森縣四・五町、茨城縣三・七町、滋賀縣二・七町、大阪府一・九町となつてゐる。昭和二三・四・二〇、農林省告示七四號。
- (3) 敗戦後特に重視されて來た開墾・開拓事業によつて、新に入植による新設農家は二十三年三月一日現在で、六七、二七六戸、その中、三反未満三六%、三―五反の規模のもの二一%、五―一〇反のもの〇・二九%。
- (4) 明治四十一年の五反未満農家比率は三七・三%、戸數二百一萬七千餘戸、昭和六年三四・一%に對する戸數百九十四萬三千餘戸。

二 農地改革の特色

凡そ社會現象においては、突然變異といふことは稀である。今次の農地改革のやうな歴史的な大事業が圓滑に行はれるに至つたのは、それ相應の前提條件が成熟してゐたと見らる可きである。流血の革命と雖もやはりそれに至る條件の成立が備はらなくては成功せぬ筈である。

今、われわれが農地改革への道を溯つて考へてみると、その源は遠く且つ深いといふべきである。然しわれわれはここで明治以來の小農維持政策にまで溯ることは避ける。直接自作農創設と關係あるものを見て、第一次歐洲大戰後の農村階級分化の進行、小作爭議の頻發により已に政府は勸銀を通じて自作農貸附制度の道を拓き、更に大正十一年に至つては自作農家への簡易生命保險積立金貸附の途が開かれた。大正十五年に至ると、自作農

創設維持規則が設けられ、具體的且つ積極的に押しすすめられたのであつた。更に昭和一二年には自作農補助々成規則となつて現れた。これ等一連の規則が一の法令にまで發展して行くには可成りの永い時間と多くの犠牲を必要とした。地主勢力の強固さと、客觀狀勢の不利は、切角創設を見た自作地も再び元の木阿彌となさざるを得なかつた。かかる犠牲的基盤の上に、昭和一三年四月になつて初めて從來の自作農創設維持政策を法文化して、その内容を強化したものが農地調製法である。これに「支那事變出征記念」の名が冠せられてゐることが示すやうに、戰爭貫遂といふ大きな時代の背景の下に推しすすめられたことは銘記せられる可きで、耕作權の保護の規定を盛り、土地取上げの制限が示されたことは、農地法史上の一躍進であつた。一方戰爭の擴大と共に食糧自給力の増大の要請より生産力問題が論究され、適正規模農家、皇國農村建設が叫ばれたことも周知の事實である。

なほ戰時統制經濟の進展と共に、小作料統制令（昭一四・九・一八を基準とする）が發布され、更に一六年に臨時農地價格統制令も用意された。戰爭目的貫遂のためには、凡そ平時經濟では殆んど不可能のことをすら可能ならしめて行つた。従つて昭和一五年には供出制度を實施し、漸次この制度の強化は農民を耕地に釘附して殆んど國家隸屬の地位にまで陥れたことも驚くほどの平穩さで實施されたのであつた。一方、米價統制、二重價格制度の實施と共に地主保有米制度と小作米の代金納制の採用が見られるに至つた。此等の劃期的諸政策によつてさしもの地主が傳來的に培かつてゐた地盤は、國家至上主義、聖戰貫遂の名の下に搖り動かされて了つた。インフレの進行と共に會つて半封建的高率現物地代として論議的的とされたものも、ここに小作料代金納化の強行によつて、その有つ意義は失はれて、地主の耕地所有への魅力は漸やく保有米確保といふ變り果てた姿のものになつて了つた。農地政策のタブーもその魔力を喪ひ、地主の土地所有觀念も聖戰といふ鐵火に鍛へられ鍊り直されざる

を得なかつた。

以上の諸條件の成熟が、今次の農地改革を稀有の圓滑さをもつて進行せる素地を作つてゐたといふことが出來やう。若しこれ等の言はば一連の革命的強硬手段が實施されてゐなかつたならば、今次の農地改革も今日やうな姿では達成されなかつたかも知れないのである。従つて今次の農地改革は、何も今度の敗戦を機として革命的に忽然として現れたものでないのであつて、法律的には既存の農地調整法の改正、自作農創設特別措置法及び農地調整法中改正法が、所謂第二次農地改革法の根據法にまで發展してきたものと見られるのである。

われわれはここでこの法律の條文について解説する必要がある。然しこの農地改革の社會經濟的意義について、特にその特色について軽く觸れる必要がある。斯くすることによつて次に來る可き問題の視點を決めることが出來るからである。

第一この農地改革は言はば上から與へられ、總司令部並に極東委員會の強力な監視の下に、否むしろイニシヤの下に遂行されたことである。已に見た如く、戰爭經濟といふ權力に基づく強力な統制經濟の下に農地改革、農業政策が遂行されて、今次の農地改革にまで發展す可き素地が成熟せしめられたのであつたが、崩れ去つた敗戦國の軍閥政治が若しこれを獨力で發意し遂行せんとしても、これは容易の業ではなかつたらう。日本國民は勝者に對しては常に卑屈なまで従順な國民であると歸國後のマック・アーサー元帥の言は、確にうがつた批判であるといへやう。

第二に、農民中壓倒的な比率をもつ零細耕作農民が、常に土地饑餓に悩み、本能的な耕地所有慾をもつてゐて、この農地改革の支持者となつたことである。一方不耕作地主乃至不在地主が直接生産からは離脱し、彼等は所謂

寄生地主として、單なる地代收得者と化し、從來から社會的批判の傷手をうけてゐたのであつた。而も戰時中を通じて已に彼等の背柱に打ち碎かれて了つて、この農地改革に對しても大なる反撃を示すことが出来なかつたのであつた。彼等には直接耕作農民のごとく、横の團結も出来てゐなかつた。今や在村不耕作地主に僅か殘された小作地は書畫骨董と共に「家」の裝飾的存在と化し去らんとしてゐる。この事實は全く直接生産者第一主義の勝利であらう。然し後に見るやうにこの自作農主義の徹底化政策においても、種々矛盾を含んだままであることは否めない。

第三は高率現物地代の廢止と金納制の斷行である。これについては已に觸れた所であるが、この意義は最も高く評價される可きであらう。維新以來の高率現物地代が結局農業近代化への道に横わる障礙の石として、あまりにも大きく重かつたことは、更めて論ずまでもない。連合軍最高司令官より日本政府に發せられた土地改革に關する覺書（昭和二十年二月九日）に

「日本帝國政府ハ民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル經濟的障礙ヲ排除シ、人權ノ尊重ヲ全カラシメ、日本農民ヲ數世紀ニ亘ツテ封建的壓制ノ下ニ奴隸化シテキタ經濟的桎梏ヲ打破スルタメ日本ノ耕作農民ガソノ勞働ノ果實ヲ享受スル一段ノ平等ナル機會ヲモツコトヲ保證スル措置ヲトルヤウ」

云々の趣旨の基調は、やはり經濟的果實の裏附による民主化でなければならぬことを指示してゐるのである。明治維新の農民解放による民主革命が未完成のまま終つたとすれば、やはり農民の人格的解放に對して、その經濟的裏附を缺くときは、眞の解放とはなり得ぬことを示すものである。従つて今次の農地改革によつての金納、低率小作料制の確立は、明治維新以來の懸案を一舉に解決したものと云ひうるであらう。

第四に農地の買収が政府が主體となり農地委員會の手を通じて行はれ、而もこの價格が實質的に極めて低廉であつたことである。即ち買上價格は自作收益價格を基準とし田は四十倍、畑は四十八倍と決定された。この率は大體田一反歩千圓未滿であつて、當時インフレの進行、闇物價の高騰は、この千圓の價格は農民負擔としては甚だしく低廉なもので、一部には畦豆の收穫（闇に賣つて）で一反の購入が出來たとまで言はれた程であつた。地主の不平は専らこれに向けられ、而も地主からの買入資金は農地證券として支給されたのであつた。買受人たる者の側においても長期年賦償還の制度が設けられてゐる。然し現在殆んどそれによる者もなく、全部償却して了つてゐる事實よりしても、如何にこの價格が低廉であつたかを示すものであらう。有償買上げが殆んど名目的のものに終つたことは、彼のプロシヤの十九世紀の初め普國近代國家成立の礎石として行はれた農民解放と意義が異なるものである。この點形態は異なるが、實質的には第一次大戰後、東歐に行はれた農業改革に比す可きものであらうか。要するにインフレの昂進と、闇經濟といふ事實がなければ、農地買入價格は不當に廉價ではない筈である。曾つての小作農創設政策が成果が上らず、折角創設したものが何時の間にやら没落した理由は、やはり農地買入れの爲の年賦償還の負擔に耐へ難くなつたことが重要な原因であつた。かかる意味においても今次の農地改革が甚だしく農民に恵まれたものであつたと言へやう。而も政府自體が尨大な豫算をもつて、特別な官僚機構をもつて臨んだことの功績も與つて力あるものと見られる。

第五にこの農地買入、轉賣を僅か二ヶ年間の短期間で完了させたといふこの改革運営の技術的成功も見逃してはならぬであらう。鐵は熱する間に鍛えねばならぬ。革命等といふものは、一種の氣運によつて達成されるものである。完敗無條件降服と言ふ事實と共に民主革命的氣運の上げ潮時にこの農地改革が斷行されたことが成功の

一因をなしたことも否定し得ぬ事實であらう。

尚この改革を成功させたものとして、農地委員に有能の人が得られたこと、農林官僚の進歩性とその熱意等も高く評價される可きである。農村において従来計數明ろく事務處理能力の人材は乏しいのであつたが、敗戦による引揚者、疎開者の中に適材が多く見出されたことは、全國的の現象であつた。この點農村に珍らしく惠まれた時期であつたと言へやう。また農林官僚についての進歩性は已に戦時中より聞え、戦時統制經濟中より、生産力増大の問題と取組み、何がその障害者であるかを論議し盡してゐる筈であつた。従つて氣運が來れば適當の改革プランは十分樹てうる能力を十分もつてゐたのであつた。かかる面においてもローマは一日にしてならずといふ西諺を想ひ出させる。然しこの農地改革が下からの盛り上りによる所謂人民民主主義國家として遂行した第二次大戰後の東歐諸國の農地改革と範疇を異にするものである。

以上によつてわかるやうにわが國の今次の農地改革の性格は複雑のものを含み、實質的には、近代國家成立の一段階としての農民解放の完遂とも見られる節がないでもない。然しこれを歐洲大戰後西歐で行はれた農地改革に當てはめてみれば、即ちチエルチンスキー¹⁾が、法律的、經濟的及び社會的状況に従つて農業改革の類型を設定してゐるのに従つてみれば、わが國のそれは、農業改革地帯の中、その結果においてはバルチック三國に比す可きものであるのなからうか。詰り彼に従へば、(一)土地制度の漸進的に發展せる土地調整地帯(西部及北部歐洲諸國)と、(二)革命手段による農業コレクティズム地帯(ソ聯)と、の中間地帯として、(三)農制改革地帯(中部及び東部歐洲)を分類し、更にこの農制改革地帯を、(1)大土地所有制の完全な清算せるものとして、バルチック三國、(2)大土地所有制の著しい減少せるものとして、中部及南部のポーランド、チェッコ、ルーマニヤ、ユーゴ

を擧げ、(3)比較的極端でない政策による土地所有の比較的僅少な修正をした國として、ギリシヤ、ハンガリー、フィンランドを擧げてゐる。言ふまでもなくバルチック諸國が大土地所有制の發達は甚だしいものがあつたが、その成果においては次表のやうな比率を示すにいたつた。

第六表 歐洲農業改革の結果比較

國名	年次	一—五	五—一〇	一〇—五〇	五〇以上	計
エストニア	一九二九	一七・六	一六・二	六一・〇	五・二	一〇〇・〇
ラトヴィア	一九二九	一五・七	一九・五	五七・七	七・一	一〇〇・〇
チェッコ・スロバキヤ	一九三〇	七〇・八	一五・七	一二・五	〇・七	一〇〇・〇
ユーゴ・スラビア	一九三〇	六七・八	二〇・五	一一・三*	〇・三*	一〇〇・〇
ブルガリヤ	一九三四	六三・三	二四・〇	一一・〇	〇・七	一〇〇・〇

備考 1 チェルチンスキー現代歐洲における土地制度の研究 昭和一八年より作成。

2 は一〇—三〇ヘクタール *は三〇—ヘクタール以上。

る結果の類型からすれば、假りに第一次大戦後のバルチック沿岸諸國のものに似るといつても、その據つて立つ經濟構造が異なることは説明するまでもない。日本の現在據つて立つ資本主義の發展段階と前者とは比較し得ない性格の相違をもつものである。言ふまでもなく今次の農地改革が、上述の諸國に續くものでもなく、又よく言はれた如く「プロシヤ型」へ通ずるものでもなく、更に「アメリカ型」への道を拓いたものでもない。これは依然として日本資本主義の構造的要請より來る零細自作農主義の道をほんの一步だけ前進せしめたものであるにすぎ

上表によつて上述

の三地域の夫々の農地改革の型が推察出來るであらう。エストニア・ラトヴィヤグループは自作農が七二%—八四%となつたのであつた。だから農地改革の單な

ぬ。農業生産自體の枠の中からの要求としてでなく、日本の資本主義全構造の必要よりする改革であると見る可
きである。ここには勞働の生産性よりは、依然として土地生産性が前面に押し出され、自家勞働力の濫費を要請
する生産メカニズムの持續であるといへやう。

註 (1) チェルチンスキー 現代歐洲に於ける土地制度の研究、昭一八年。尙この改革についての類型分類には種々の見方が

あり、エンサイクロペヂャブリタニカの外に、澤村 康 中歐諸國の土地制度及び土地政策 昭 五年、

河田嗣郎 農業社會化運動 昭 三年、 秦 玄龍 農業革命史入門 昭二十四年参照。

(2) これに關する論文は信夫清三郎、農村に於けるブルジョア民主主義革命 新生二ノ一二以來幾多の論文が發表されて
ゐる。

(3) 尙コーリン・クラーク「經濟此進歩の諸條件」によれば、農業及牧畜純生産高一人當りユストニヤ二六八、日本一二
〇實際單位であり、第一次産業に従事するものユストニヤ五一六、ラトヴィヤ五二〇、日本五〇三。一九二五—三四
年の一人當り平均實質所得三四五、三四一、三五一となつてゐる。

三 農地改革後の經濟事情の推移

上述の如く今次の農地改革が非常に恵まれた條件と環境の下に進められて、已述の大なる成果を見るに至つた
ことは明かである。然しこの好環境も漸次崩れ行くことは、景氣變動を避け得ない資本制經濟の常であると言へ
よう。従つて折角創設された自作農地も崩壞の條件が早くもきざしつありと見られるのである。而も問題は自
作農化したといへ零細なる規模のものを多數抱えこんだままのものであつてみれば、愈々これ等の立つ基盤が揺
いでくると考へられる。次表は昭和一〇年を基準とする農村物價の動きを示すものであつて、顯著なシェーレ現
象を示しており、更にこれが進行を豫想させるものがある。

第七表 農村物價指數 (昭和一〇年基準)

	農林產物	農業用品	家計用品
昭和十三年	一八〇・九	一一六・八	一一〇・〇
〃 一六年	一六二・〇	一八〇・八	二〇〇・七
〃 一八年	一七五・七	一八四・四	二四四・〇
〃 一九年	一九七・八	二〇一・二	二九五・七
〃 二〇年	三三八・〇	二四一・二	四二〇・二
〃 二一年	二、八一七・八	二、三三〇・一	五、二〇三・二
〃 二二年	七、六三〇・〇	六、三五六・七	一六、七〇四・二
〃 二三年	一五、二八五・一	一九、八三五・二	三七、三八九・六

備考 其後のシエーレに就いてはエコノミスト二九ノ二五 参照

それが何を意味するかである。

他方農業經營壓迫の一因となる農家の諸負擔の傾向はどうなつてゐるか。漸次輕減を見つゝありといへ、なほ相當の負擔は免れぬ所であり、これのもつ相對比重は農家總收入の減少とともに増加することは説明を要しないであらう。これを次表によつてみて、昭和二一年が最も負擔割合が輕減したのは、農家の黄金時代を示す一指標ともなる。

小作料の負擔が今次の農地改革までには農家諸負擔中の六〇%乃至七〇%を占めてゐたものが、昭和二四年に

さしもの闇經濟によつて惹かれた農家も、昭和二四年頃から低落しかけた闇農產物價格は漸落の傾向をたどり二五年後半には三―四割の下落を告げ、米價も地方では已に九公を割つた地區が出來たことは周知の事實である。闇經濟の餘裕を有たぬ零細農家が一般農產物の低落と供出制度の強行によつて、而も他面兼業・副業等の收入減少、喪失に伴ふ家計の苦しさは、可なり以前から現れてゐた筈である。既述のやうに細規模農家の存立據點が、兼業・副業に在るといふ事情の下においてそ

第八表 農家諸負擔の變動

至つては〇・四%となつたことは、調査對象農家が自作農へと解放されたことを意味すると共に、他方自作農として諸負擔が相當重くかかり、特殊の地方においては水利費負擔・財産税等の如きもの重壓に苦しみ、曾つての小作農時代を追懐してゐる事實をきくことすらある。

昭和 / 年	農家諸負擔の構成			計	農家總所得に對する諸負擔の割合
	小作料	負債利子	租税公課		
昭和六年	六一・二%	七・八%	三一・一%	一〇〇・〇%	二五・四
〃 一年	六九・一	八・一	二二・九	一〇〇・〇	二二・五
〃 八年	六五・八	二・八	三一・四	一〇〇・〇	二二・二
〃 〇年	五七・七	一・〇	四一・三	一〇〇・〇	四・四
〃 一年	一〇・〇	〇・〇	九〇・〇	一〇〇・〇	七・九
〃 二年	一・五	〇・一	九八・四	一〇〇・〇	一九・五
〃 三年	一・〇	〇・六	九八・四	一〇〇・〇	一四・八
〃 四年	〇・四	〇・六	九九・〇	一〇〇・〇	一五・一

備考 「農林省農家經濟調査」による。
前掲 栗原氏論文による。

て恵まれてゐるかといふことを次表の數字によつて具體的に検討してみやう。

左表によつて明かなやうに農家家計は已に黄金時代が去つて、今や曾つての昭和農業恐慌時の水準に追ひやられつつあるといへよう。昭和六年において農家經濟餘剰はマイナス〇・九%であるが、二四年の統計ではマイナス六%を示す。已に二四年において貧農的水準に轉落したと見られるのであるから其後二五年・二六年と更に農家家計は窮迫化して來たものと想像が出来るのである。實際二四年の「農家經濟調査」によれば全國平均して、(調査農家五千五戸) 農家總所得一七萬二千圓餘に對し、租税公課二萬七千餘圓、家計費一五萬七千餘圓、差引

農地改革の後に來るもの

一萬三千六百餘圓の赤字を示してゐる。近畿平均で一萬六千圓、奈良縣の如きは二萬二千六百圓の赤字を見せてゐる。尙同一調査によれば全國平均で一戸當り同年度末に九千五百圓餘の借金を作り、近畿の平均は八千百餘圓といふことになつてゐるのである。

第九表 農 家 計 の 推 移

昭和	純農業所得	純農外所得	純農家所得	純家計費	諸負擔	農家餘剩	農家經濟餘剩	經濟水準
六年	七八・七%	二一・三%	一〇〇%	七五・五%	二五・四%	(-) 二二・二%	(-) 〇・九%	貧農的
一一年	八三・五	一六・五	一〇〇	六四・四	二二・五	(-) 三・四	一三・一	小農的
一八年	七八・五	二一・五	一〇〇	五五・五	一二・二	一〇・八	三二・七	中農的
二〇年	八四・九	一五・一	一〇〇	四五・二	四・四	三五・三	五〇・四	〃
二一年	八八・七	一一・三	一〇〇	五九・二	七・九	二一・六	三三・九	〃
二二年	八六・七	一三・三	一〇〇	六九・一	一九・五	(-) 一・九	一一・四	小農的
二三年	八六・六	一三・四	一〇〇	六八・一	一四・八	三七	一七・一	〃
二四年	七二・八	二七・二	一〇〇	九〇・九	一五・一	(-) 三三・二	六・〇	貧農的

備考 1 農家經濟調査によつて算定。

2 農業餘剩は純農業所得より純家計費及び諸負擔を引去つたもの。

右、栗原百壽、戦後における農民層の分解と農村社會構造(社會評論一ノ四)より引用。

われわれは次に觀點を變へて農業人口の面から検討を續けて行かう。斷るまでもなく農村の人口自然増加率は依然として高く、死亡率の減少と出生率の不變は年々多數の生産年齢人口を農業經營に投入させる可能性を生む。

従來年々約二〇—三〇萬の農村の子弟が都市産業の新追加労働力として吸収されたことは周知の事實で、これが
あるため農業人口が大體明治以來コンスタントに千四百萬の線を上下したものであつた。然し乍ら敗戦による都
市産業の追加労働力受容能力の減少、失業人口の歸村、海外引揚者の定着等は愈々農村に絶對的過剩人口を創出
せずには措かなかつた。現在農業人口は千七百萬人以上になつてそれだけでも已に三百萬人以上が超過し、更に
年々流出人口を二十萬としてもそれが農村に停滞するとすれば五ヶ年間に百萬の追加労働力となり、紹對的過剩
労働人口は増加せずには措かない。例へば昭和二五年の農業世界センサスによつて生産年齢に到達した相續人及
び二、三男の人口を析出すれば次表の如く推定される。

第一〇表 生産年齢に達した農家二、三男數

農家 總戸數	農家總人口	年齢一六—二五歳の農家人口			
		總數	相續人	計	女人
五、七〇九、三七戸	五五、九六六、二二人	七、七〇一、八〇〇	二、四〇九、五〇四	二、四〇四、五〇四	二、八七七、七〇二
百分比	一〇〇%	一〇〇%	三三%	二八%	三九%

備考 一九五〇年、農業世界センサスより推算。

即ち相續人たる可き二四〇萬餘の青年の職業は保證されてゐるといへ、残りの二〇四萬の農家二、三男は何處
に職を求める可きであるか。問題には已に火がついたのである。差しすめ分家の必要ある青年もあり、更に例へ

ば農地改革の聲におびへて、從來、比較的廣大な耕地を所有してゐた地主は、分家又は耕地讓渡を急いだ。このために零細なる農家は急に増大せざるを得なかつた。次表はその事實を示すものである。

第一表 分家などによる新設農家數

別作小自の在現	現在の經營田畑面積廣狹別							
	三反未満	三反五反	五反一〇反	一〇反一五反	一五反二〇反	二〇反三〇反	三〇反以上	五〇反以上
保有限度の貸付地を有する農家	一、八九七	八三三	五九六	八	二二	七		
自作兼小作	九五、七六一	三、五九	二、四、一一一	三、七三二	八六	一九	一六	一五、四三三
自作兼自作	一六、九六一	一一、九七	八、二〇〇	一、〇、三三	一七	元	五	三七、一六五
小作兼自作	一〇、八三三	五、八八二	三、四五四	三、三六	五	一四	一	二〇、五三
小作	七、七八	一〇、一八九	三、七五四	三九	二七	四	一	九〇、九三
土地を耕作せぬ農家								三
計	一〇一、七〇〇	二〇、九、二〇	五、七、七五	五、〇七	一、三、三三	三、〇、〇	一	三、二、一、九五

備考 昭和二三年三月一日現在

詰り農地改革實施以來、僅か二ヶ年餘に、新設農家數は三一萬戸も増大し、而もこれが六六％は三反未満の超零細規模のもので五反以下の規模においては八四％を占める。ブレ農家として果して此等のものが、今後の農業恐慌に耐へうるや否や。此等農家の多數の出現は農地改革に伴ふ必要悪であつたかも知れぬ。更に問題の對象となるものは、従前不耕作地主であつたものが、戦時中の食糧難のため、小作人より耕地の返還を求めて遽か百

姓になつたものである。即ち昭和二三年五月の調査によると、「貸附地の返還をうけて」地主が耕作農化したものは三四萬八千戸に及び、その耕地面積は七萬二千町歩であれば、その平均返還面積は二反餘にすぎぬことになつてゐる。此等の地主の中、從來單なる地代收得者として直接耕作から遊離してゐた不耕作地主が大きな比率をもつものであることは容易に想像出来るのである。前述のやうにこれは食糧事情の悪化、食糧の闇價格の騰貴に基づく地主の緊急避難措置であつた。單に零細地主の夫れであつたばかりでなく經濟的に餘裕ある地主であつて己に耕作技術及び勞働力を缺くにいたつてゐるものでも、小作民から耕地返還を要求したのであつた。即ち高い勞賃を拂つて、殆んど雇傭勞働耕作による收穫物であつても、闇米を買ふより安くつくと言ふ事實がこれの發生を可能にしたのであつた。例へば奈良縣の事例で、地主の改革前の所有面積は田畑七町六反七畝のものが、改革前の自作面積二反四畝を五反二畝に擴大したのであるが、この耕作は戸主の病弱のため母と妹の女手のみによるもの、又改革前は七町五反の地主は呉服商で耕作地を一反一畝から四反二畝に擴大したが、雇傭勞働四〇%によつて赤字經營を續けるもの、又全然不耕作地主であつたものが二反八畝の返還による自作手作を計り、勞働は五〇%雇入れによる事例（農林省京都農地事務局、農村變貌調査、昭和二五年）等々は單に奈良縣の一事例でなく、全國的不耕作地主の自作化の型を示すものである。此等が低位生産農家であることは言ふまでもなく、かかる地主の自作農化防止は、與へられた條件と機構の下では不可能であつたのである。而も後述するやうに直接耕作する意慾と能力を缺く不耕作地主になほ僅か乍らといへ耕地を所有を許したことよりも、この低位生産の零細自作農の發生を許したことに問題はあるであらう。従つて此等の零細規模農家が將來の景氣變動、經濟環境の變化によつて、直ちに悪影響を見ることは容易に想像出来ることである。

われわれは次に農業技術の進歩による過剰労働力の増加に觸れてみやう。

日本農業の機械化は經濟的自然的制約よりして、その發達は遅々としてゐる。大農機械等は殆んど容れる餘地がないといつてもよいであらう。然し遅れてゐるといい乍ら、現在の段階においても、例へば農林省の農業機械化委員會の資料によつてみると、最低のDクラスにおいて、發動機三―四馬力のものを中心とし、脱穀・籾摺を行ひ、畜力除草をやり而も二―三町程度個別經營のものとするれば、反當労働力は一〇日を要することとなつてゐる。更に電導機を使用し、動力耕耘機を使用し集團規模五―一〇町とするれば反氏所屬労働力は八日となるに對し、一般人力に牛馬一頭を使用する一―二町農家においては二一・八日を要することとなつてゐる。

この僅かの程度の機械導入によつて反當労働力は二分の一の労働力で足りること、機械の利用が農業の過剰労働力を齎す一因であることは説明するまでもない。而もこの農業機械の普及は相當見る可きものがあり、昭和十七年を基準とし、二二年の（八月一日調査）によれば、電動機において二四〇%、脱穀機一八五%、麥摺機二二二%、石油發動機だけは石油の供給の關係上、九七%と減少をみせた。更に戦後の農村景氣によつて此等の農業機械の普及は著しいものがあつた。今、われわれは全國の統計はもち合せぬが、例へばその零細經營性の故に機械化の比較的遅れてゐた奈良縣において、昭和十二年と二五年の調査と比較すれば電動機は三・四倍、石油發動機は三・七倍、籾摺・麥摺各三・四倍の増大を示してゐる。奈良縣の一斑をもつて推すことは困難であるといへ、免に角農業の小型機械化の普及は終戦后可成りの數に達したものと云へよう。

又役畜にしても、昭和二二年を最低として、其後は可成り顯著に増大しつつある。例へば役肉用牛についてみるに二五年の一ヶ年の比においても飼養者數において七・二%、飼養頭數において七・八%の増大で實數におい

て一六萬二千餘頭となる。更にこれを昭和五年と較べれば二五年は、牛において九八萬六千餘頭の増大となり、馬においては三八萬餘頭の減少を來し、結局六十萬頭の増加を來たしたことになる。此等の結果、畜力も全然使はない農家は昭和二五年の世界センサスの結果によれば一七・二%へと減少し、他は大小の程度の差はあるといへ、畜力か機械力を利用するものであれば、二反以上の農家、少くとも三反以上の夫れにおいては、畜力・機械力を利用してゐると推定していいであらう。これは偉大な躍進であつて、經營の技術的向上である。ここにも農業過剩勞働力發生の要因が潜む。

なほ化學肥料利用の恢復も顯著のものがあつて、例へばその生産設備は終戰時の一四倍も恢復し、已に臺灣、朝鮮その他へも輸出餘力を示すに至つた事實、直播法等の新らしい栽培技術の普及、除草藥の登場とまでなつて農業への生化學的技術應用は洵に目ざましいものがある。

勿論農業經營の集約度は可成りの幅をもちうるものである。多角經營、多毛作經營によつて餘剩勞働力を燃焼させることは可能で現に農家は極度の勞働力濫費を行ひ、過剩勞働力の中に溺れつつ而も過勞に苦しむ現狀である。然しこの勞働力濫費にも限界があるわけであつて、依然として過剩勞働力の存在は免れぬところである。なほわれわれが見落してならぬものは一般景況の變動による農業經營への影響から生れる過剩勞働力の問題である。已に都市に吸収された農家の子弟が失業して産業豫備軍となつたのと異り、從來農業經營の中で十分燃焼しえた勞働力も、需要の減少・價格の低落等によつて農業經營より落脱し衰微して行く耕種がありうる。農業の多角經營、多毛作經營を不可能にする。従つてここにも過剩勞働力が發生しうる機會が普及するのである。然しこれよりも問題なのは、農家がその置かれた生産構造からして、そして零細農家の必然の要求として、何等かの副業・

る。零細耕作地主の支配的に存在する所では、常に耕地饑饉が存在し、地價は異常に釣り上げられる。そして此等の高く釣り上げられた耕地を購入した農家の運命は想像に難くない。

註 (1)(2) 近藤康男、農地の團買買、社會學評論一ノ四。尙同氏、農地改革の諸問題。

四 農地改革を生かすもの

農地改革が幾多重大な使命をもつて斷行されたことは説明を要しないところ。時の和田農政局長が次官通牒(昭和二一・二二・二三)として「農業生産力の増大こそ、國家再建の基礎であり、農業生産組織の基本をなすものは土地制度そのものであつて、土地改革こそは日本再建の基礎である」

とし、農地改革は日本民主化の基礎であり、日本工業の有力な市場を形成する農地改革は、日本工業再建の基礎であると加え、この改革なくして日本の再建も民主化も不可能であり無意味であると極言したところである。

われわれは、この改革がもつ政治的・思想的・文化的意義については、ここで觸れない。

ここでわれわれが第一に採り上げなければならぬのは、農地改革の狙ひの中心が農業生産力の増大に在つたことである。從來生産から遊離して地代收得者に骨化した地主が、上述の觀點から所有權を直接生産者に譲渡させられたことは是認されるのであらう。農耕農民の耕地所有への本能的慾望を充すことは、それ自體として生産力増大を齎すことは、一般に日本の傳統的農業政策において、公理視されてゐる。例へば自作農の土地生産性は、小作農の夫れに比して六％大であると統計的に算出されてゐた。農業従事者一人當り農業所得においても自作農は小作農に勝つてゐるのである。だけれどこれがあまりにも過小の自作農民にまで分割されたといふことになれ

ば問題は再検討を要するものであるまいか。

斷るまでもなく、この農地改革の成果を維持するため昨年七月「ポツダム政令にもとづく農地改革新法令」が出されたのである。詰り農地改革の繼續と、その成果の逆轉防止のための措置を講ずるものである。然し單にこの新法令の目的が農地改革の逆轉防止に止つてはならないのであつて、積極的な政策としての生産力の強化擴充に向けられねばならないのである。社會政策としての農地改革よりも經濟政策の優位性はあくまで堅持される可きであらう。この觀點から突き進んで公理化れさせた自作農政策自體の再評價が許されていい筈である。

由來經濟政策的觀點からのみでなく、思想的にも、軍國的にもこの自作農家形態が無條件に支持されて來たのであつた。然しこれは曾つてのわが國のやうな高率現物地代國において特にこの形態が支持されたことは斷るまでもない。然し一旦地代が低率のものとなり、其處に正當なる勞賃部分と利潤をも許すやうな經濟關係が確立され、直接生産者が農業經營に資本の投下、生産規模擴充を許すに至つたならば問題は變つて來る筈である。戰前に於ても已に農業經營の發展した地區においては小作農前進型、例へば岡山縣南部地帯、自小作農前進型として佐賀縣平坦地帯に見られてゐたのであつた。勞働手段の發達は、自作・自小作・小作の序列よりも、大經營・中經營・小經營の序列を優位とする傾向を瀝然と見せてゐたのであつた。況んや生産條件の好轉、農地解放の行はれた以後において、經濟原則が露骨にそれ自身の有つ力を現すことは當然想像しうるところである。已述の機械化の發展或は化學肥料使用普及、耕種技術の發達を併せ考へるがいい。斷るまでもなく農業經營の進歩は、耕地面積の擴大もその一つであるが、他の生産手段の擴充も缺くことの出來ぬものである。經營面積は縮少して經營規模は擴大されることは屢々ありうる。園藝・蔬菜々培化の如きは後者の例となる。即ち資本集約的或は勞働集

約的へと異常に發展して行つたものである。これに反して上述の地主のわか百姓、職工、官公吏、商人等の飯米農家としての自作農化のやうなものは、資本も勞働も共に集約的に用ひられず、低位生産農家であることは明かであらう。かかる形態の農家が簇生することは、已述の如く従來の食糧事情に基づくこともあるが、一般にわが國の資本主義の要請する低賃銀制より來る家計補助的収入確保の必要の結果と見られるのである。勿論この中にも同じく飯米農家といつても、高級社員、工員或は隱退公務員等が生活餘裕の結果、寧ろ趣味的に園藝或は主食獲得にまで發展するものもあらう。例へばアメリカのファミリー・ファームの如く。然し此等はその數においては極く微々として、大部分のものは、前述のやうな理由に基づく飯米農家が多いと見なければならぬ。従つてこれ等農家の發生防止を農業政策だけで解決することは、到底期待しえぬところである。然し今次の農地改革の中心はどこに在るかといふことを見違らぬことは、是非必要であつて、單に自作農であるといふ名目にとらわれてはならない。これ等のものの發生が、社會經濟的發展の一現象として、樂觀するアメリカの國情とは、それのもつウェイトも質も異なるのである。

言ふまでもなく如何なる經營規模がその國の適正規模であるかは論議のある所である。わが國の零細經營規模が多數に存在するのは、結局において日本資本主義の要求によつて規制されてゐる。だからこの經營規模は國民經濟的立場から規制される可きであり、従つてこれは時代によつて推移することは當然である。従つて生産力の段階も一般國民經濟の技術水準が飛躍してゐるに拘らず、農業のみ停滞することは許されぬのである。若しこのことを無視して、農業のみを何時までもその本來の發展を歪曲しておくならば結局において、國民經濟の弱體化をもたらすのであり、ひいてその國の工業力を弱化する結果を齎すのである。一般的にいつて零細土地所有制

が支配的などころでは、勞働の社會的生産力や、勞働の社會的諸形態や、科學の累進的應用等を排除するものである。それどころではない、彼等の經營繼續の限界は、彼等自身に支拂る可き勞賃相當部分であつて、時にはそれ以下でさえありうる。地代及び一般利潤の要求は、絶對的にそのの存続條件ではないのである。彼等は經營組織として、自家勞働力價值評價の限界が明瞭でない矛盾を有つ。このことは小商品生産者のもつ生産機構の特長であつて、又缺點とも言へよう。また小農民の二重的性格として資本制的であると共に勤勞者的でもあり、わが國の條件の場合はむしろ後者の性格が強い。これ等の中に彼等が資本制機構の下に隸屬せしめられて、商品流通過程を通じ、其他金融、財政政策を通じて、利潤の收奪を強制される矛盾をもつと言へよう。と共に一方彼等自身の共喰ひ競争が慘酷に繰返されて、耕地價格のセリ上げによる自己の經營壓迫がその結果として跳ね返つて來る。即ち彼等の餘剩勞働力燃焼のための第一に選ばれる手段は耕地面積の擴充であるから、零細なる經營規模の農家には、農業機械、役畜さえも必要でなく、此等を利用する餘裕はない筈である。

以上のやうな諸理由によつて従つて耕地價格政策は、ポ政令による強制讓渡の制度によるものがあるとは言ふものの、今後の傾向には特別の注意が向けらる可きであらう。何となれば已述のやうに零細土地所有者の普遍的に多數存在してゐるところでは、彼等の本能的耕地擴大慾は、この地價を過度に引上げる可能性を常に潜在せしめるからである。

また以上の意味において今後自作農規模の下限を三反より引上げることの必要と共に他方上限の三町も制限の撤廢が考慮される必要があるであらう。農業ブルジョアジの發達は農業生産に勞働の生産性を引上げさせる機構の確立を促進させるものであり、經營に利潤の要求を主張させるものであつて、農業の都市産業への隸屬から

解放の契機を創り出すものである。然し他方零細土地所有のままの經營規模の擴大として、共同耕作組合、共同耕作、共同作業場の創設等が採り上げられなければならない。ところが此等は傳統的な農民の精農主義と結びついたエゴイズムによつて、その成果は今日まで華々しくない。然し此等の障壁が單に主體の意識の低いことばかりでなく、此等の組織の物的前提條件ともなるものの缺如、例へば土地改良事業、耕地整理の不十分等である。此等の促進と併行して耕地交換分合が進められねばならぬ。これは寧ろ農地改革と同時に促進される可きであつたが、今からでも遅くない筈である。若し今次の農地改革が僅かの耕地所有の満足感の上に惰眠をむさぼらせしめて、此等の經營規模擴大の意慾を農民から失せしめ、若しくは減少させたやうなことがありとすれば、これはむしろこの改革の大きな汚點を作るものであるといへやう。一體これ等の農地改革には農民自身の精神改革を伴ふ必要があるのであるが、與へられた夫れであつてみれば、その精神の低いことは已むを得ぬことであらうが、兎に角現在の段階においては此等の事業に對する呼び水として政府の財政的支出と共に特殊金融機關の擴充強化が考へられなければならない。この點聯合軍最高司令官の覺書中に日本農村の顯著なる害惡を的確にも指摘する所があつた。即ち「商工業に對比して格段に不利な政府の財政政策」として擧げられてゐる。

尙金融對策の必要は新に創設した自作農地の維持に對してである。前述の如く已に多くの零細農民が、又今後更に多くの夫等が經營の行詰りによる農地の賣却は當然發生するのである。これを防止するための金融措置は、新農地法案には、自作農維持資金が三二億圓の融資が考えられてゐる。(昭和二六・七・二八・日本經濟新聞)ただこの際考慮せらる可きことは、同じく融資の對象とする場合過小土地所有者といへ、精農、惰農を明かに區別し、已述のやうにこれ等農民層の經濟的交流の地位、即ち隱退者とか單なる農村居住者であつて、自家食糧の

補給を計らんとする名目農家等の鑑定である。度々繰返す如く昭和一六年以來、及び終戦後の尨大なる過小農の増加は、種々の原因はあるが、主として食糧事情の悪化に伴ふ自家食糧の自給確保に在つた。これ等の中にも今次の農地改革による耕地の獲得がなされたものがあらう。丸公の安い商品の配給品をうけるやうな無責任さで、地主から血の出る思いの父祖傳來の耕地を取得したといふことが若しありとすれば、これは國民感情としても反省を要することである。解放耕地所有者であつて、生産性低い農家は國家が買收轉賣の權限をもつことも必要である。要は農業生産力増大の觀點からの政策が優位を占む可く、爾余のものはこれに席を讓る可きであらう。講和成立後の國際貿易戰のための工業における合理化が叫ばれてゐる。然しこれは單に工業の合理化だけでいい筈のものではない。工業労働者の兵站部を受けもつ農業の合理化が併せ考へられねばならぬ筈である。農民の犠牲においての低廉食糧の確保、低廉工業労働者賃銀の維持、廉價商品の外國ダンピングのコースが繰返されることがありとすれば何のための農地改革か、何のための經濟民主化かと言はざるをえぬではないか。元々農地改革の一つの狙ひが、農村よりの廉價労働力のダンピング防止にもあつた筈である。

尙問題とされる可きは、一般價格政策であらう。例へば現在統制價格が維持せられてゐるものは、米を代表的のものとする。零細土地所有者の最大生産手段である耕地でさえ自由價格とされた。一方この耕地の移轉は強制讓渡として、農業委員其他の認可を必要とする。一反五萬圓十萬圓とする耕地を購入して、丸公米麥を作つて果して採算が採れるであらうか。農民は米作を嫌つて他の有利作物耕作兼副業生産に轉換せざるをえない。農民を地代の重壓から解放して、他方、供出制價格とを通じて、新しい國家といふより大きい隷屬主體が出來たのは切角の解放が解放にならぬのである。耕地價格政策の重要は再檢討を要するものであらう。

過小農民をして土地を耕作させることは、通例の資本制生産方法によつて行はれるのとは異つて、生産物の市場価格は平均利潤やその超過分等を齎す必要はない。即ち市場価格が彼の生産物の價值なり生産價格なりの水準に騰貴することは必要でないのであつて、餘剩勞働の一部は無償で社會に贈與するものである。この低い價格は勞働の生産力が増大した結果でなくて、彼等が貧困してゐるからである。米價が高いのでなくて、米を作るに必要の生産資材、農民の生活必需品の方がより高く、彼等が貧困であつて、横の聯絡もなく孤立して、生産基礎が貧弱であるからである。一米價だけを切離して考へてはならず政策は綜合的でなければならぬ。孤立した經濟政策等は生きた有機體としての國民經濟では意味も効果も少いのである。

農地改革を生かすものは、財政・金融・價格政策並に技術政策・協同化政策等凡ゆる關聯をもつて推し進められなければならない。而も零細土地所有制より生ずる諸矛盾の惡循環の鎖は、生産力増大の觀點から斷ち切らねばならぬものであらう。今次の農地改革が日本の資本主義存続のための全構造的要請から來たものである限り、單に從來軌道づけられたメカニズムの下においてのやうな農業生産の隸屬的地位への逆展から防止される可きである。國際競争の激甚化の負擔が農民へのシワ寄せによつて轉嫁されることは繰返されてはならない。農地改革の積極的な維持には、改革實施に劣らぬ精熟を凡ゆる分野に要求する。

註 (1) 例へば川上正道、農民經濟の動態分析、經濟評論、二四年二月によれば自作貧農（一町未満）の夫れは四一、一八三

圓、小作の夫れは三六、一三九圓（廿三年）

(2) 東井金平、米國農政問題研究、四七頁以下。